

平成30年度 第1回田辺市人権教育啓発推進懇話会会議録

開催日時	平成30年7月19日 木曜日 午後1時30分～午後2時50分
開催場所	田辺市役所 4階 第一委員会室
内 容	1 開会あいさつ 2 委嘱状の交付・委員紹介 3 懇話会の趣旨について 4 会長及び副会長の選任について 5 田辺市人権施策基本方針（改定版）の策定について 6 基本方針策定小委員会について 7 その他 8 閉会あいさつ
出席委員	久保哲委員、和田委員、吉田委員、多屋委員、碓井委員、池下委員、芝本委員、小山委員、 久保正委員、後藤委員、中村委員、森川委員、白川委員、植委員、平谷委員、坂井委員、 須本委員、穴塚委員、田中委員、畑谷委員 石垣委員、朝井委員 計 22名
欠席委員	尾花委員、廣岡委員、室谷委員、横矢委員、山本委員、嶺口委員 計 6名
事務局	小川企画部長、人権推進課 出口課長、堀口係長、岡本企画員、坂本主査
傍 聴	1人

1 開会あいさつ（企画部長）

田辺市人権教育啓発推進懇話会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、平素より市政の各般にわたり格別のご理解とご協力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また、この度は、本懇話会委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

田辺市の市民憲章に、「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります」という項目がございますが、人権尊重のまちづくりを具体化していくために、田辺市では平成19年3月に『田辺市人権施策基本方針』を策定し、これまで取り組んでまいりました。

しかしながら、今日においても、子どもや高齢者に対する暴行や虐待、インターネット上における悪質な書込みなど、人権侵害に関する事案が数多く発生しております。

また、平成28年度には、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法及び部落差別解消推進法が施行されるなど、法律面におきましても大きな動きがありました。

このような社会情勢を踏まえまして、今年度、委員の皆様からご意見やご提言を頂きながら、『田辺市人権施策基本方針』の改定を行い、総合的な人権施策に更に取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

2 委嘱状交付・委員紹介

机上配布にて委嘱状を交付。

各委員から名簿順に、選出団体と氏名の紹介 **資料1**、続いて事務局の紹介

3 懇話会の趣旨について（事務局より説明）

本懇話会は、本市における人権教育及び人権啓発の推進を図るため、平成17年5月1日に設置されたものです。

田辺市人権教育啓発推進懇話会設置要綱（以下「設置要綱」という）第2条には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する基本的な方向や施策のあり方について必要な事項を審議し、その結果を市長に報告する」と定めております。

過去には、『田辺市人権施策基本方針』の策定時に、市長へ答申を行なったり、また、『田辺市人権施策推進計画』にかかる各課の推進状況について審議等を行なっております。

その他にも、本市の人権標語「人権を 守るお手本 家庭から」の看板を設置してはどうかとのご意見を頂き、その後、市民総合センター前と中辺路行政局前には、看板が設置されているところです。

『田辺市人権施策基本方針』には、同和問題をはじめ、女性の人権や子どもの人権、高齢の方や、障害のある方の人権など15の人権課題を挙げております。これらの課題解決に向けて、総合的な人権施策を進めるとともに、正しい理解と認識を深めるための教育や啓発を行っているところです。

平成25年度からの懇話会においては、一つの人権課題にテーマを絞り、担当課の職員が現状と課題等を説明するとともに、委員の皆様方から、ご意見やご提案を頂いてまいりました。こうした、ご意見等につきましては、今後も、田辺市が人権尊重のまちづくりを更に推進していくため、大変貴重なものですので忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

なお、これまで設置要綱には、任期の規定が無く、原則2年で運用しておりましたので、本年度4月1日にこの要綱を一部改正し、第4条に委員の任期を規定しました。**資料2**には、改正前の要綱と、改正後の要綱を列記しております。改正部分につきましては、朱書きで掲載しておりますのでご確認ください。

また、第6条の会議の項目には、会議の定足数及び過半数議決の項目を追加しておりますのでご了承のほどよろしく申し上げます。懇話会の趣旨につきましては以上です。

4 会長及び副会長の選任について

設置要綱第5条により委員の互選ということになっているが、委員より「事務局一任」の声がある。

田辺市人権擁護連盟理事長で本懇話会の前会長である芝本委員を会長として、元田辺市人権推進課指導員で学識経験者の朝井委員を副会長として提案、拍手にて承認をいただく。

芝本会長、朝井副会長による挨拶後、設置要綱第6条により芝本会長が議事進行を執り行う。

会長

議題の5番目である「田辺市人権施策基本方針の改定について」は、平成29年10月31日に開催された本懇話会において提案をし、承認されたものです。

『田辺市人権施策基本方針』は、人権が尊重されるまちづくりに向けて、総合的に人権施策を推進するために平成19年3月に策定されたものですが、社会情勢の変化や複雑、多様化する新たな人権課題を解決していくためにも、現行の基本方針を見直していくこととなりましたので、事務局から詳しく説明を頂きたいと思います。

5 田辺市人権施策基本方針（改定版）の策定について（事務局より説明） 資料 3

1 田辺市人権施策基本方針改定の背景

田辺市では、平成 19 年 3 月に『田辺市人権施策基本方針』を策定し、人権尊重の視点に立った施策の推進に努めてきました。しかし、依然として同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害のある人等に対する人権侵害や、様々な人権問題が発生しています。

また、社会情勢の変化に伴い、インターネット上での誹謗中傷が顕著になるとともに、プライバシーの侵害や職場におけるハラスメント、子どもの貧困問題など人権問題は複雑、多様化しています。

さらに、東日本大震災や紀伊半島の大水害、直近では、西日本豪雨災害において、多くの生命、財産等が失われるとともに、災害時における避難所運営等においても人権問題が顕在化しました。

こうした背景のもと、近年の人権に関する法律の施行や、「和歌山県人権施策基本方針」の第 2 次改定、「第 2 次田辺市総合計画」等との整合性を図るとともに、これまでの取組の成果や、新たな人権課題への対応を踏まえ、基本方針の改定を行ってまいります。

2 改定の理由

『田辺市人権施策基本方針』は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条の規定に基づき、地方公共団体の責務として策定するもので、関連する法律等との整合性を図ることになっています。

3 近年の人権問題に関する法律の動き

平成 28 年の 4 月から、障害者差別解消法が施行されました。また、同年 6 月にはヘイトスピーチ解消法が、続いて同年 12 月には、部落差別解消推進法が施行されています。

近年の人権に関する法律の動きをみますと、あらゆる人権侵害を対象とした包括的な人権侵害救済法ではなく、罰則規定のない個別的な理念法を一つひとつ積み上げることで、人権問題の解決を図るようになっております。

4 和歌山県人権施策基本方針策定の動き

県では、平成 14 年 4 月 1 日に「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、同条例に基づき、「和歌山県人権施策推進審議会」を設置しました。これは、田辺市に例えると本懇話会と同じものですが、この審議会によって、平成 16 年 8 月に「和歌山県人権施策基本方針」を策定しました。

その後、改定の動きは次のとおりです。

- ・「和歌山県人権施策基本方針」改定 平成 22 年 2 月
- ・「和歌山県人権施策基本方針 第 2 次改訂版」策定 平成 27 年 2 月

5 他市の人権施策基本方針等の改定状況

他市の改定状況は次のとおりです。

和歌山市：①平成 23 年 3 月 ②平成 27 年 3 月

紀の川市：①平成 19 年 3 月 ②平成 28 年 3 月

岩出市：①平成 23 年 3 月 ②平成 28 年 3 月

海南市：①平成 18 年 3 月 ②平成 24 年 3 月 ③平成 29 年 3 月

御坊市：①平成 28 年 3 月

新宮市 : ①平成 21 年 3 月 ②平成 27 年 3 月

橋本市 : ①平成 17 年 3 月 ②平成 20 年 3 月

6 市の取組

田辺市は、市制が施行され 13 年目を迎えましたが、合併後の平成 17 年 10 月に「田辺市民憲章」を制定しました。市民憲章とは市民生活の最高規範で、理想とするまちをつくるため 5 本の柱を定めたものです。第 4 項には、「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります」とあります。

私たちの地域は、戦後の早い時期から、住民の皆様と行政が連携し、同和問題の解決を中心とした人権施策に取り組み、大きな成果を収めてまいりました。

昭和 25 年に田辺市人権擁護連盟を、また、昭和 31 年には本宮人権尊重委員会が設立されるなど、これは国が同和問題を早急に解決するために、昭和 40 年に出した「同和対策審議会答申」よりも以前のことで、こうした取組は、全国的にも画期的なことでした。

このように、先人たちが築き上げてきた【人権尊重と平和のまちづくり】を私たちが受け継いでいくことを謳っているものです。

7 総合計画の基本理念

その後、平成 19 年 3 月には「第 1 次田辺市総合計画」を策定しました。

昨年の 7 月には、「第 2 次田辺市総合計画」が策定されましたが、これは、今後 10 年間の田辺市のまちづくりを示す全体的な計画や構想で、最も上位にある計画です。

総合計画の基本理念には「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」と定められています。この基本理念に基づいて、様々な方針やプランなどが策定されております。

8 基本方針の基本理念

よく、まちづくりの基本は人づくりと言われていますが、人を大切にするまちづくりを目指すため、平成 19 年 3 月に『田辺市人権施策基本方針』を策定し、全ての行政分野において総合的な人権施策を推進しています。基本方針の基本理念には、「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」と定められています。

まちづくりの基本理念の中には、人権の尊重が謳われていますが、人権が尊重されているまちは、出身地や性別などを問わず、赤ちゃんから高齢の方まで、障がいがある人もない人も、誰もが住みやすいまちだと言えるのではないのでしょうか。

9 具体的な人権課題

『田辺市人権施策基本方針』の第 3 章には、同和問題をはじめ、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障害のある方の人権など、15 の人権課題を挙げております。

10 改定の要点

この 15 の人権課題の「現状と課題」について、近年の法令等の動きを踏まえ、①基本認識、②略年表、③現状と課題、④基本的な取組 の改定を全体的に行い、総合的に人権施策を推進するための方向性を示して行きたいと考えております。また、15 の課題のほかにも、国や県では、「情報と人権」、「災害と人権」、「人身取引」が新たな人権課題として項目を追加しています。

資料 4として、改定版の下書きを作成しております。白紙部分については、行政主体になるのではなく、委員の皆様方から人権の視点による意見等を賜りたいと思います。

【主な意見・質疑応答】

会長

私は、和歌山県人権施策推進審議会の委員をしており、和歌山県人権施策基本方針の第2次改訂にあたり、「災害と人権」を人権課題にと提案をしてきました。

今回、『田辺市人権施策基本方針』の改定にあたり、人権課題の中に「災害と人権」を入れていただいたことは良かったです。

また、田辺市人権擁護連盟では、障害の「害」の字については、ひらがなで表記しています。県や市では、ひらがな表記になっていませんが、こうしたことについても、検討していければと思います。

A委員

『田辺市人権施策基本方針』の改定にあたり、「災害と人権」を載せたことは高く評価をしたいと思います。毎年、災害で多くの尊い命が犠牲になっております。人権とは命を守ることが基本となります。

様々な自然災害に負けない国づくり、まちづくりが今後ますます重要になってきます。地震によるブロック塀の倒壊で幼い子の命が奪われたことや、西日本豪雨災害により若い命が奪われたことは大変辛い。こうした災害から命を守るにはどうすればよいのか、田辺市内でも地滑りが起こり、また本宮町では、熊野川の氾濫などにより大きな被害もありましたので、危険個所の点検は早めにすべきと思います。

この「災害と人権」については、具体的な取組も載せていただきたい。

事務局

A委員が仰られたように、命を守ることが、人権の根幹になると思います。災害が発生した際に、「自助、共助、公助」を基本とし、どうすれば命を守れるか、また、避難所生活の中で災害関連死に繋がらないように、避難所運営の中でも人権が守られるような視点を、基本方針の改正にあたり取り入れていければと考えております。

また、芝本会長は福島県のご出身で、東日本大災害が発生し、大変胸を痛めておられたと思います。福島県の復興・復旧に向けての活動のほか、和歌山県人権施策基本方針の第2次改訂にあたっても、「災害と人権」を人権課題にと提案をされてきました。特に、地域におけるそれぞれの課題が解決できるような内容や取組を載せていければと思いますので、皆様方のご意見を今後もいただきたいと思います。

会長

私が、一番心を痛めておりますのは、福島の震災は原発事故による被害が重なったことで、震災後は、福島の語り部をさせていただいております。まだまだ進展のない状況にありますが、こうした事が田辺市で絶対に起こらないよう願っておりますし、地域にある課題や特性を見極めた施策に繋がるものになればと心から願っております。

その他、全般を通しての意見や質問がないため、次の議題「基本方針策定小委員会について」に移る。

6 基本方針策定小委員会について

本懇話会は、今年度は5回の開催予定だが、『田辺市人権施策基本方針』（改正版）の骨子案を検討する上で小委員会の設置を提案する。

小委員の選出について、委員より「事務局一任」の声があり、事務局からは、本懇話会会長の芝本委員、副会長の朝井委員、田辺市議会から選出の尾花委員、田辺市社会教育委員から選出の碓井委員、田辺人権擁護委員協議会田辺部会から選出の平谷委員、学識経験者の石垣委員、以上6名の皆様を小委員会の委員として提案し、拍手にて承認をいただく。

小委員会の開催など今後の予定等については、**資料3** 11. 基本方針改定スケジュール（案）のとおり。平成30年8月～10月にかけて、月1回、小委員会の開催を予定。

その中で、『田辺市人権施策基本方針』（改定版）の骨子案を作成した上で、11月頃に第2回目の懇話会を開催する。

7 その他

特になし

8 閉会あいさつ（副会長）

今回の当懇話会の一番大きな柱は、『田辺市人権施策基本方針』の改定であります。田辺市では、例年、人権施策推進状況について各課からの報告がありますが、田辺市の人権施策は、この基本方針に基づく大切なものであります。こうした意味からも、『田辺市人権施策基本方針』の改定は大変重要となります。

過去の取組や課題など大切にしてきたものを守りながら、今の時代に即したのに見直していき、より良いものを作り上げていく一助に当懇話会がなればと思っています。

どうぞ、委員の皆様方のご進言やご協力を賜りますようお願い申し上げます。